

第6 1回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和4年8月26日（金）10時00分～11時35分

場 所 生駒市役所 4階 403・404会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 山口宣恭、米倉弘幸、伊藤征史郎、喜住栄藏、後藤由美子

（リモートによる参加） 吉川正史、村岡悠子

〔実施機関〕 市民課主幹：嶋岡沙耶香、同課係長：烏頭尾悠治、デジタル推進課長：森康通、

課税課庶務係長：今中しげ子、収税課課長補佐：木原健男

〔事務局〕 総務部長：杉浦弘和、同課課長補佐：酒見昭廣、同課主任：塚美代子

【議 題】

- 1 【報告案件1】人口動態オンライン報告システムの導入による、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（市民課）

【報告案件2】軽OSS（軽自動車保有関係手続のワンストップサービス）の導入について、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（課税課）

【報告案件3】地方税共同機構が運営する軽自動車納付確認システム（軽JNK S）の導入に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（収税課）

- 2 【その他】個人情報保護法の改正に伴う（仮称）生駒市個人情報保護法施行条例（案）の検討状況について（総務課）

【審 議 事 項】

- 1 【報告案件1】人口動態オンライン報告システムの導入による、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（市民課）

人口動態調査は、現在、月に1回郡山保健所に電磁的記録媒体を郵送して報告をしているが、郵送事故による電磁的記録媒体の紛失防止及び保健所での調査票情報の読み取りミス等の防止が図られることから、人口動態調査オンライン報告システムを用いて報告することについて、市民課から報告があった。内容については、全国的に統一された業務であること、接続する回線は、セキュリティが確保されているLGWAN回線であり通信経路上のデータを暗号化すること、システムを利用する端末を限定し、IDとパスワードでログイン認証する等セキュリティ対策が確保されており、平成19年議答申個第26号の包括的諮問事項の類型に該当するため、報告案件として説明を受けた。

○質疑

Q 令和2年から郡山保健所管内の他の市町村は、令和2年度からシステム運営をしているようですが、当市は何故時期がずれてしまったのでしょうか。

A 人口動態データは戸籍システムに入っていて、他の市町村はサーバごとシステム更新をしており本市において、郡山保健所の理解を得たうえで本年度にサーバと共に抽出ツールを追加する戸籍システムをリプレイスすることになっております。

Q システムのパスワードを最長6カ月以内に変更するというのは、長くはないでしょうか。

A 報告書には、人口動態オンライン報告システムの標準仕様を記載させていただきましたが、市民課では毎月変更しております。

Q 人口動態調査の取り扱う個人情報がかなりセンシティブな情報になっていますので、項目は全て必要なものなのでしょうか。

A 厚生労働省が人口動態調査項目必須ということで、今まで報告していたFDでも人口動態オンライン報告システムの中でも行っています。

不要な情報は入れておりませんが、国からの指導の基で必須事項で入力しなければならないものを提供させていただいております。

Q 法令上根拠があるということですね。

A そうです。

【報告案件2】軽OSS（軽自動車保有関係手続のワンストップサービス）の導入について、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（課税課）

軽自動車を保有する際の手続として、車の登録申請を軽自動車協会で行い、税の申告のために市町村に対して申告用紙を提出し、警察署へは車の保管場所の届け出が必要となりますが、これらの手続のため、令和5年1月からオンラインで行う軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽OSS）を本市の個人情報を処理する電子計算機とLGWAN回線を用いて結合することについて、課税課から報告があった。内容としては、全国的に統一された業務であること、オンライン手続により納税者の利便性の向上と、軽自動車の保有に係る業務の効率化が図られること、接続に関しては通信経路上のデータを暗号化すること、システム利用者承認機能等のセキュリティ対策が確保されており、平成19年議答申個第26号の包括的諮問事項の類型に該当するため、報告案件として説明を受けた。

○質疑

Q 基本的にLGWANで接続する分については、すべて市役所内で同じセキュリティ対策が行われていることよろしいでしょうか。

A LGWANというのは行政専用のネットワークとなっております。普段使っているインターネットとは完全に分離されており、国の機関、各市町村、そこにつながる各団体等が使用する回線であり、LGWAN-ASPサービスなど国が認めたサービスのみが参入できる仕組みとなっております。

Q 各課でLGWANに接続していると思いますが、市役所内のセキュリティ対策は同様のセキュリティパスワードの変更や担当者の任命等同じレベルで各課が運用されているのでしょうか。

A はい。生駒市情報セキュリティポリシーに基づいて各課で運用いただいています。それに加えてそれぞれのシステムでセキュリティポリシーより厳しめのパスワードの更新等の指導がありましたら、その運用を行っていただいています。

Q デジタル推進課が統括して行っているということでしょうか。各課の役席者が全ての責任を負って運用をしているのでしょうか。

A LGWAN全体の運用やセキュリティポリシーについては、デジタル推進課の管轄になります。それぞれが接続しているシステムについては、その担当課の課長がセキュリティの責任者となりシステムの運用を行っております。

【報告案件3】地方税共同機構が運営する軽自動車納付確認システム(軽JNK S)の導入に伴い、実施機関の個人情報処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて(収税課)

軽自動車検査協会が軽自動車の車検時に軽自動車税の納付を確認するため、現在、継続検査用納付証明書の提出を求めているが、納税者の利便性の向上を図ることを目的として、道路運送車両法令等関係法令が改正され、軽自動車検査協会がオンラインで納付状況を確認できるように規定されたことから、地方税共同機構が運営する軽自動車納付確認システム(軽JNK S)とLGWAN回線を用いて接続することについて収税課から報告があった。内容については、法改正により全国的に義務づけされた業務であること、オンライン結合により職員の事務負担が軽減されること、通信回線はセキュリティが確保されている行政専用で信頼性があることから、平成19年議答申個第26号の包括的諮問事項の類型に該当するため、報告案件として説明を受けた。

○ 質疑

Q 車台の標識番号と車種、納付状況ですが、個人情報が入っていないと思うのですが納付状況に住所、氏名が入っているのですか。

A 納付状況に住所、名前は入っていません。車台番号等と納付の有無です。

Q 車台の標識番号、納付状況は個人情報の対象になるのでしょうか。

A 本市条例の第2条第1号の個人情報の定義に特定の個人を識別できるものが個人情報であると定義されており、なお他の情報と照会することができ、それにより特定の個人が識別することができることとなるものを含むという規定があり、その情報単体では個人を識別できなくても、他の情報と結びついて個人を特定できるものとなるため、識別番号も個人情報に含まれる規定がされています。

Q 先ほどの報告案件(課税課)で取り扱う個人情報の中に車台番号、車両番号と住所、氏名がリンクするから、これについても個人情報であるというご説明でよろしいでしょうか。

A 軽自動車の検査協会では、車台番号を検索することによって、その方の住所、氏名というのが検査証にも書かれており、そこで一致しますので、この人が納付している、納付していない

いのが判明することになります。

Q 現条例では「他の情報と照合することができ」となっているのですが、新しい個人情報保護法では「容易に照合することができ」という規定になっていますが、こちらの場合どういう判断になるのですか。

A 容易に照合するとは、同一機関で情報を収集して得られる場合であり、市役所と別の機関の情報を合わせる場合は容易照合にはならないということになります。

2 【その他】個人情報保護法の改正に伴う（仮称）生駒市個人情報保護法施行条例（案）の検討状況について（総務課）

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、現行の生駒市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の見直しが必要となり、全国一律の個人情報保護の運用に変わることの状況と法施行に伴う必要な条例の検討事項について、総務課から説明があった。

○ 概要

- ・ 国や各地方公共団体等それぞれで規定・運用していた個人情報保護制度について、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両方に必要な全国的な共通ルールを法で規定するとともに、法の所管を個人情報保護委員会に一元化されることになった。その改正法の令和5年4月1日の施行にあたり、必要最小限の独自の措置が認められていることから、個人情報保護法施行条例の整備を行う。

（条例と法の個人情報の取扱い制限及び管理に係る主な規定について）

- ・ 条例第7条では個人情報の収集の制限、本人収集の原則と例外規定を定めているが、法には収集の制限はなく、法第61条で個人情報の保有の制限等や法第64条の適正な取得の規定により利用の目的を特定して必要な範囲を超えての保有を制限している。
- ・ 条例第8条の利用の制限、条例第9条の提供の制限とそれに係る例外規定について、法第69条で利用及び提供の制限を行っており、相当の理由及び特別な理由がある場合において、内部での目的外利用と外部提供を認める例外規定を設けているが、全国一律の法運用を行うため、現行条例で規定している審議会へ意見を聴くことの規定を置くことはできなくなる。
- ・ 条例第10条の電子計算機の結合の制限については、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」に影響を与えるような事項であることから、法改正の考え方がそぐわないとして、条例規定では許容されないとされている。
- ・ 適正な管理については、条例第11条第1項の規定は、法第65条正確性の確保で、条例第11条第2項は法第66条で対応が可能で、同条第4項規定は、法第66条を踏まえた安全管理措置の指針により、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置及び適切な管理を行う者の設定が求められているため、保有個人情報の安全管理に関する運用ルールを整備する。

（（仮称）個人情報保護法施行条例（案）の検討事項）

- ・ 条例要配慮個人情報について

法第2条第3項で要配慮個人情報定められているが、地域の特性その他の事情に応じて条例で「条例要配慮個人情報」を規定することができる。(法第60条第5項)

- ・ 個人情報ファイル簿に係る運用について
現行条例では個人情報を取扱う場合、個人情報取扱事務開始届を市長へ提出し、届出事項を記載した目録を作成しているが、法第75条第1項の規定では、透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないとされており、公表の対象は本人の数が1000人以上となる。また、条例で個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができるとの規定が設けられている。(法第75条第5項)
- ・ 開示に係る不開示情報の除外及び追加について
法第78条で開示請求があったときの不開示事項について、地方公共団体で定めている「情報公開条例」との整合性を図ることができるよう、不開示情報の除外及び追加ができることとされている。(法第78条第2項)
- ・ 開示決定等の期限について
条例第21条では開示決定について、提出があった日から起算して15日以内、訂正等は30日以内の決定期限とされ、当該期限を期間満了日の翌日から30日を限度として延長することができる。法第83条では開示、訂正等については、請求があった日から30日以内を期限とし、事務処理上困難である場合は、当該期限を30日以内で延長ができ、法第84条では、期限特例として、事務処理が著しく大量の場合、請求があった日から60日以内にできる範囲で開示決定し、残りを相当期間内に決定するとされているが、この期限については、個人情報の開示、訂正の手続について法の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることを妨げられないと規定している。(法第108条)
- ・ 開示決定等に係る事務手数料について
条例第23条では手数料を無料とし、開示請求等に係る写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないと規定しており、法第89条で実費の範囲内で条例の定める額の手数を納めなければならないと規定している。
- ・ 安全管理措置に係る規定及び運用状況の公表について
個人情報保護委員会が示す個人情報保護法ガイドラインでは、内部の手続に関する規律にすぎない事項や個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも可能とされていることから、条例で規定している個人情報保護管理責任者や年1回実施している条例の運用状況の公表等について検討が必要である。
- ・ 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会の諮問事項について
条例第27条で条例による個人情報保護制度の運営に関する重要事項については、審議会に諮問を行っているが、法第129条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることとされている。

- ・ 行政機関等匿名加工情報の手数料について

保有する個人情報を特定の個人を識別できないように加工した「行政機関等匿名加工情報」を民間事業者に提供する制度が導入され、法第111条では定期的に提案を募集するものとするが、経過措置として、当分の間は都道府県と指定都市のみに義務づけられており、本市の場合は任意であるが、法第119条第3項で当該情報を利用する者は、政令で定める額を標準として条例で定める手数料を納めることが規定されていることから、実施する場合は、条例で定める必要がある。

○ 質疑

Q 今後の手続上の流れを教えてください。

A 法施行条例について諮問させていただき、審議会の中で内容をご審議いただきまして、答申をいただいた後に条例案として12月議会に上程し、議決後、令和5年4月からの施行までに個人情報ファイル簿や安全管理措置等の運用について、市内部での周知徹底を考えております。

Q 個人情報の適切な管理のために必要な措置をとらなければならないとありますが、検討内容、考え方等教えてください。

A 国の方で一定の指針が出されていますので、それに基づいて体制の整備等適切に対応していきたいと考えております。

3 閉会